

中小企業事業者の皆さまへ 商工振興補助金が受けられます

町では、町内に事業所を持ち、一定の条件を満たす事業者へ、商工振興補助金を交付します。補助金の概要は次のとおりです。

中小企業事業者の定義

町内に事業所を有し、中小企業基本法第2条に該当する方(工場にあっては、常時雇用の従業員数が100名以下であることが条件)。

申請条件

平成25年1月1日から12月31日までに、下表に該当する新設または増設工事を完了した工場・店舗であること

補助の内容

支払った固定資産税に依りて、下表のとおり3年間にわたり補助金が交付されます。

申請期限

1月30日(金)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(内線31)

補助の内容

交付の条件	①1,000万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を新設したとき ② 500万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を増設したとき		
交付対象	新たに固定資産税が課せられた年	左記の翌年(2年目)	左記の翌年(3年目)
交付率	翌年度に支払った固定資産税額の全額	翌年度に支払った固定資産税額の7割	翌年度に支払った固定資産税額の5割

※1件の申請に対する年度の補助金の上限は100万円です。
※購入による敷地の拡張は、増設に該当します。

結果報告

ゆるキャラグランプリ2014

町観光協会では、町のPRのため観光キャラクター「みよたん」を「ゆるキャラグランプリ2014」へエントリーし、皆さまに応援をお願いしておりました。

去る11月3日「ゆるキャラ®グランプリ2014 in あいちセントレア」で結果発表があり、順位は次のとおりでした。
たくさんの方の応援をありがとうございました。



御代田町観光キャラクター「みよたん」

- 総合順位 157位
- ご当地部門 118位
- 長野県内 3位

みんなのおかげで目標だった県内3位に果たせましたよ!! ありがとうございます! これからも御代田町のPRのために頑張っていくから応援よろしくね!

問い合わせ先

町観光協会事務局
(産業経済課商工観光係内)
(32)3111 (内線31・62)

ご利用ください

汚泥発酵肥料

「浅麓エココンポ」

浅麓汚泥再生処理センター(浅麓環境施設組合)では、毎週水曜日に汚泥発酵肥料「浅麓エココンポ」を配布しています。

「浅麓エココンポ」は生ごみや汚泥を原料とした肥料取締法による登録済みの肥料で、土作りの基肥として好評です。農業・家庭菜園・樹木・ガーデニング等に利用ください。

形状は、粉末状のバラ積み(トラックへ直積み)と粒状の袋詰め(12kg入り)の2種類です。袋詰めは、1袋当たり30円の袋をいただいています。

☆春先は予約が殺到し、ご希望に添えない場合があります。お早めにお求めください!!

問い合わせ・予約先

浅麓環境施設組合
電話 0267(22)7710
FAX 0267(22)8904
<http://members.ctknet.ne.jp/cenok/index.html>

Vision Station
Since 1917

東信地区初
ノルディックウォーキング
公認指導員在籍ステーション

iPhoneで広がる
補聴器の未来。

Halo
Halo RIC13 110 | i90 | 170
スターキー Made for iPhone 補聴器
Made for iPod iPhone iPad

驚くほど高品質な音声、聴けば違いがわかります。

ビジョンステーション コミヤマ

小諸店
〒185-0201 小諸市相生町3-2-1
駅徒歩5分 P有
営10~19時 無休
TEL 0267-22-0570

http://www.eyeloveyou.jp

軽井沢店
〒186-0201 軽井沢町6-5
駅徒歩3分 P有
営10~19時 木曜定休
TEL 0267-41-6373

(広告欄)

所得税の確定申告をされるすべての方へ

復興特別所得税

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

改正消費税法

平成26年4月1日から消費税率が5%(内、地方消費税1%)から8%(内、地方消費税1.7%)に変更されました。

このため、平成26年分の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

公的年金等受給者に係る

確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分に

おいて、公的年金等の収入金額の合計額が四〇〇万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が二〇万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

(※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。)

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

雪害などの災害により被害を受けられた方へ(雑損控除)

雪害、風水害などの自然現象の異変により、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産に損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

●雑損控除として

これを雑損控除といたします。次の二つのうちいずれが多

い方の金額です。

①(差引損失額)ー(総所得金額等)×10%

②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)ー5万円

●雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、被害を受けた資産の明細、災害関連支出の金額の領収を証明する書類等を添付するか、提示してください。

給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付してください。

※注意

雑損控除とは別に、住宅や家財についての損害額が、その価額(時価)の2分の1以上で、損害を受けた年分の所得金額が一〇〇万円以下の場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があります。(いずれが有利な方法を選べます。)

詳しくは、国税庁ホームページ

をご覧ください。税務署にお尋ねください。

問い合わせ先

佐久税務署

個人課税第一部門
0267(67)3460

(代表)

※自動音声に従い「2」を選択してください。

自動車税 増額割合が変更されます

新車登録から11年を超えたディーゼル乗用車と13年を超えたガソリン乗用車の自動車税は、平成27年度以降、10%割増から15%割増に変更となります。

対象となる自動車など詳しい制度については、県庁税務課自動車税係または地方事務所税務課へお問い合わせください。

問い合わせ先

県庁税務課自動車税係
026(335)7051

佐久地方事務所税務課
0267(63)3135

(広告欄)

障子・襖・網戸の張替えは当店へ

- 気軽に相談
- 見積り無料
- 運賃込み
- 持込値引
- まずはお電話を



TEL.0267-31-6011
ユニ企画印刷(有) TEL.0267-32-2502

自家焙煎珈琲豆販売

SANGA COFFEE



お正月って無性に珈琲が欲しくなりますよね。新年の決意のそばに後味スツキリ、サンガの珈琲。
年末年始休業は12月31日～1月3日です。

長野県北佐久郡御代田町御代田1972-1 (小田井交差点西入ル)
11:00~18:00 Tel.0267-32-6718 / Fax.0267-32-6784